

2 手当

◆ 児童扶養手当

次の①から⑧のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定以上の障害のある場合は20歳未満)の父または母もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童(未婚で出生した児童)

手当月額(令和7年4月現在)

支給区分	全額支給	一部支給	全部支給停止
児童1人	月額46,690円	月額46,680～11,010円	月額0円
児童2人	月額57,720円	月額57,700～16,530円	月額0円
児童3人以上	以下児童1人増すごとに 月額11,030円加算	以下児童1人増すごとに 月額11,020～5,520円加算	月額0円

▷申請者及び配偶者並びに生計同一の扶養義務者の前年の所得が制限額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当は全額又は一部が支給停止されます。

▷申請を受理した月の翌月分から支給対象となります。(提出書類が不足している場合は受理できません)

▷上記支給額にかかわらず、児童扶養手当額より低額の公的年金等を受給している場合は、その差額分が支払われます。障害基礎年金等を受給されている方は、一部発生する見込みがありますので、一度、子育て給付課までご連絡ください。

▷毎年8月に更新の手続き(現況届)があります。

手当の支払について

- * 指定した口座へ、口座振込により支払をします。
- * 奇数月の11日に前月、前々月分を支払います。
- * 11日が土・日などの金融機関休業日の場合、その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

手当月額（令和7年4月現在）

児童 1人につき	重度障害児（1級）	月額 55,350 円
	中度障害児（2級）	月額 36,860 円

◆ 障害児福祉手当

20歳未満であって、身体または精神・知的に重度の障害（おおむね身体障害者手帳1級、療育手帳A取得者の一部またはそれと同程度）のある方に支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 15,690 円です。（令和7年4月現在）

◆ 高知県重度心身障害児療育手当

障害児福祉手当を受給していない18歳未満の重度心身障害児（特別児童扶養手当1級相当）を監護する保護者に対して支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 7,300 円です。（令和7年4月現在）

障がい福祉課 ☎823-9053

= 事故で生計の中心となる方を失ったとき =

◆ 災害遺児手当

交通事故・海難・労働災害などによって生計の中心となる方を失った、義務教育終了前の児童を養育されている方に支給される手当です。

遺児1人につき、年額 30,000 円です。

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 高知県災害遺児修学支援事業

交通事故・災害・自死によって両親または父母のいずれかを失った、高校生の修学費負担軽減のために、修学金を支給します。

ただし、修学金を受けようとする生徒の属する世帯の年収が910万円以上の場合は対象になりません。

入学支度金	50,000 円
修学金	月額 10,000 円

高知県社会福祉協議会 共に生きる課 ☎856-5539

◆ 児童手当

高知市に住民登録をしている，高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給される手当です。

原則として申請をされた翌月分から支給対象となります。

公務員の場合は，勤務先から支給されます。

ただし，以下の児童については支給の対象となりません。

- ・日本国内に住所を有しない児童（留学中の者を除く）
- ・児童養護施設などに入所している児童や里親に委託されている児童（施設の設置者や里親に対して手当が支給されます）

手当月額（令和7年4月現在）

	3歳未満	3歳以上 高校生年代まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

▷「第3子以降」とは，大学生年代まで（22歳到達後最初の3月31日まで）の養育している児童のうち，3番目以降をいいます。

手当の支払について

対象月	支払日
10月分から11月分の手当	12月15日
12月分から1月分の手当	2月15日
2月分から3月分の手当	4月15日
4月分から5月分の手当	6月15日
6月分から7月分の手当	8月15日
8月分から9月分の手当	10月15日

* 指定した口座へ，口座振込により支払います。

* 15日が土・日などの金融機関休業日の場合，その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447

